資料５
通学部会

統合後の小学校スクールバス運行範囲について

統合後の小学校のスクールバス運行範囲は、三条市スクールバス運行規則に基づく。

同規則の別表に基づく、**スクールバスを利用することができる児童の範囲は、島川原、南中、上飯田、中飯田及び下飯田を除く行政区の児童となる。**

しかしながら、スクールバスの運行ルートを検討した結果、全ての路線が上記の５行政区の児童の通学路となる飯田小学校前の県道森町鹿峠線を走行するなど、一定程度の交通量が想定されることから、登下校における安全上の配慮が必要であると考えられ、かつ通行するバスの乗車定員に空きがあり、経費増加につながらないことから、規則で定める「その他教育委員会が必要と認める児童等」の規定を適用し、**上記の５行政区の児童も含め、通学区域内の全ての児童がスクールバスを利用することができることとする。**

【参考】

三条市スクールバス運行規則 別表 スクールバスの利用の範囲 抜粋

児童等の区分	利用の要件	利用の期間
小学生	通学区域の行政区のうち、学校から当該行政区の家屋連たん区域の最も遠い地点までの通学路の片道の距離がおおむね2.5㎞以上の行政区に住所を有していること。	通年